

【別添資料】

令和3年地方自治法条文改正一覧

〔署名の審査・縦覧及び争訟〕

条項	改正前	改正後	改正法
第七十四条の二	<p>条例の制定又は改廃の請求者の代表者は、条例の制定又は改廃の請求者の署名簿を市町村の選挙管理委員会に提出してこれに署名し印をおした者が選挙人名簿に登録された者であることの証明を求めなければならない。この場合においては、当該市町村の選挙管理委員会は、その日から二十日以内に審査を行い、署名の効力を決定し、その旨を証明しなければならない。</p>	<p>条例の制定又は改廃の請求者の代表者は、条例の制定又は改廃の請求者の署名簿を市町村の選挙管理委員会に提出してこれに署名した者が選挙人名簿に登録された者であることの証明を求めなければならない。この場合においては、当該市町村の選挙管理委員会は、その日から二十日以内に審査を行い、署名の効力を決定し、その旨を証明しなければならない。</p>	<p>デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律 令和3年5月19日法律第37号 令和3年9月1日施行</p>

〔会議録〕

条項	改正前	改正後	改正法
第二百二十三条	<p>議長は、事務局長又は書記長（書記長を置かない町村においては書記）に書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び第二百三十四条第五項において同じ。）により会議録を作成させ、並びに会議の次第及び出席議員の氏名を記載させ、又は記録させなければならない。</p>	<p>議長は、事務局長又は書記長（書記長を置かない町村においては書記）に書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により会議録を作成させ、並びに会議の次第及び出席議員の氏名を記載させ、又は記録させなければならない。</p>	<p>地方税法等の一部を改正する法律 令和3年3月31日法律第7号 令和4年1月4日施行</p>

〔証紙による収入の方法等〕

条項	改正前	改正後	改正法
第二百三十一条の二	<p>6 普通地方公共団体は、納入義務者が、歳入の納付に関する事務を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者のうち当該普通地方公共団体の長が指定をした者（以下この項及び次項において「指定代理納付者」という。）が交付し又は付与する政令で定める証票その他の物又は番</p>	<p>削除</p>	<p>地方税法等の一部を改正する法律 令和3年3月31日法律第7号 令和4年1月4日施行</p>

条項	改正前	改正後	改正法
	<p>号、記号その他の符号を提示し又は通知して、当該指定代理納付者に当該納入義務者の歳入を納付させることを申し出た場合には、これを承認することができる。この場合において、当該普通地方公共団体は、当該歳入の納期限にかかわらず、その指定する日までに、当該歳入を当該指定代理納付者に納付させることができる。</p> <p>7 前項の場合において、当該指定代理納付者が同項の指定する日までに当該歳入を納付したときは、同項の承認があつた時に当該歳入の納付がされたものとみなす。</p>		

〔指定納付受託者に対する納付の委託〕

条項	改正前	改正後	改正法
第二百三十一条の二	(新設)	<p>普通地方公共団体の歳入（<u>第二百三十五条の四第三項に規定する歳入歳出外現金を含む。以下「歳入等」という。</u>）を納付しようとする者は、次の各号のいずれかに該当するときは、指定納付受託者（次条第一項に規定する指定納付受託者をいう。第二号において同じ。）に納付を委託することができる。</p> <p>一 歳入等の納付の通知に係る書面で総務省令で定めるものに基づき納付しようとするとき。</p> <p>二 電子情報処理組織を使用して行う指定納付受託者に対する通知で総務省令で定めるものに基づき納付しようとするとき。</p>	<p>地方税法等の一部を改正する法律 令和3年3月31日 法律第7号 令和4年1月4日 施行</p>

〔指定納付受託者〕

条項	改正前	改正後	改正法
第二百三十一条の三	(新設)	<p>歳入等の納付に関する事務（以下「納付事務」という。）を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者のうち普通地方公共団体の長が総務省令で定めるところにより指定するもの（以下「指定納付受託者」という。）は、総務省令で定めるところにより、歳入等を納付しようとする者の委託を受けて、納付事務を行うことができる。</p>	<p>地方税法等の一部を改正する法律 令和3年3月31日 法律第7号 令和4年1月4日 施行</p>

条項	改正前	改正後	改正法
		<p><u>2 普通地方公共団体の長は、前項の規定による指定をしたときは、指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。</u></p> <p><u>3 指定納付受託者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を普通地方公共団体の長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>4 普通地方公共団体の長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を告示しなければならない。</u></p>	

〔指定納付受託者の納付〕

条項	改正前	改正後	改正法
第二百三十一条の二の四	(新設)	<p><u>第二百三十一条の二の二の規定により歳入等を納付しようとする者の委託を受けた指定納付受託者は、当該委託を受けた納付事務の一部を、納付事務を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者に委託することができる。</u></p>	<p>地方税法等の一部を改正する法律 令和3年3月31日 法律第7号 令和4年1月4日 施行</p>

〔指定納付受託者の納付〕

条項	改正前	改正後	改正法
第二百三十一条の二の五	(新設)	<p><u>指定納付受託者は、第二百三十一条の二の二の規定により歳入等を納付しようとする者の委託を受けたときは、普通地方公共団体が指定する日までに当該委託を受けた歳入等を納付しなければならない。</u></p> <p><u>2 指定納付受託者は、第二百三十一条の二の二の規定により歳入等を納付しようとする者の委託を受けたときは、遅滞なく、総務省令で定めるところにより、その旨及び当該委託を受けた年月日を普通地方公共団体の長に報告しなければならない。</u></p> <p><u>3 第一項の場合において、当該指定納付受託者が同項の指定する日までに当該歳入等を納付したとき</u></p>	<p>地方税法等の一部を改正する法律 令和3年3月31日 法律第7号 令和4年1月4日 施行</p>

条項	改正前	改正後	改正法
		は、当該委託を受けた日に当該歳入等の納付がされたものとみなす。	

〔指定納付受託者の帳簿保存等の義務〕

条項	改正前	改正後	改正法
第二百三十一条の二の六	(新設)	<p><u>指定納付受託者は、総務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに納付事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならない。</u></p> <p>2 <u>普通地方公共団体の長は、前三条、この条及び第二百三十一条の四の規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、総務省令で定めるところにより、指定納付受託者に対し、報告をさせることができる。</u></p> <p>3 <u>普通地方公共団体の長は、前三条、この条及び第二百三十一条の四の規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、指定納付受託者の事務所に立ち入り、指定納付受託者の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。</u></p> <p>4 <u>前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</u></p> <p>5 <u>第三項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</u></p>	<p>地方税法等の一部を改正する法律 令和3年3月31日 法律第7号 令和4年1月4日 施行</p>

〔指定納付受託者の指定の取消し〕

条項	改正前	改正後	改正法
第二百三十一条の二の七	(新設)	<p><u>普通地方公共団体の長は、指定納付受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、総務省令で定めるところにより、第二百三十一条の二三第一項の規定による指定を取り消すことができる。</u></p>	<p>地方税法等の一部を改正する法律 令和3年3月31日 法律第7号 令和4年1月4日 施行</p>

条項	改正前	改正後	改正法
		<p>一 <u>第二百三十一条の二の三第一項に規定する政令で定める者に該当しなくなつたとき。</u></p> <p>二 <u>第二百三十一条の二の五第二項又は前条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。</u></p> <p>三 <u>前条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。</u></p> <p>四 <u>前条第三項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。</u></p> <p>2 <u>普通地方公共団体の長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を告示しなければならない。</u></p>	

〔督促、滞納処分等〕

条項	改正前	改正後	改正法
第二百三十一条の三	<p>3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料、<u>法律</u>で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、<u>当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金</u>について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。</p>	<p>3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は<u>法律</u>で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入（以下この項及び次条<u>第一項</u>において「<u>分担金等</u>」という。）につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、<u>当該分担金等並びに当該分担金等に係る前項の手数料及び延滞金</u>について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。</p>	<p>地方税法等の一部を改正する法律 令和3年3月31日法律第7号 令和4年1月4日施行</p>

〔指定納付受託者からの歳入等の徴収等〕

条項	改正前	改正後	改正法
第二百三十一条の四	(新設)	<p><u>指定納付受託者が第二百三十一条の二の五第一項の歳入等（<u>分担金等</u>であるものに限る。以下この項において同じ。）を同条第一項</u></p>	<p>地方税法等の一部を改正する法律 令和3年3月31日法律第7号</p>

条項	改正前	改正後	改正法
		<p><u>の指定する日までに納付しない場合における当該歳入等の徴収については、地方税法第十三条の四の規定を準用する。この場合における当該歳入等に係る徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。</u></p> <p><u>2 普通地方公共団体の長以外の機関がした前項前段において準用する地方税法第十三条の四第一項の規定による処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。</u></p> <p><u>3 第一項前段において準用する地方税法第十三条の四第一項の規定により普通地方公共団体の長がした処分についての審査請求については、同法第十九条の四の規定を準用する。</u></p> <p><u>4 普通地方公共団体の長は、第一項前段において準用する地方税法第十三条の四第一項の規定による処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。</u></p> <p><u>5 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならない。</u></p> <p><u>6 普通地方公共団体の長は、第四項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。</u></p> <p><u>7 第四項の審査請求に対する裁決を経た後でなければ、第一項前段において準用する地方税法第十三条の四第一項の規定による処分については、裁判所に出訴することができない。</u></p> <p><u>8 第一項前段において準用する地方税法第十三条の四第一項の規定による処分中差押物件の公売は、その処分が確定するまで執行を停止する。</u></p>	<p>令和4年1月4日施行</p>

条項	改正前	改正後	改正法
		9 <u>第一項前段において準用する地方税法第十三条の四第一項の規定による処分は、当該普通地方公共団体の区域外においても、することができる。</u>	

〔関与の意義〕

条項	改正前	改正後	改正法
第二百四十五条	<p>本章において「普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与」とは、普通地方公共団体の事務の処理に関し、国の行政機関（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四条第三項に規定する事務をつかさどる機関たる内閣府、宮内庁、同法第四十九条第一項若しくは第二項に規定する機関、<u>国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項に規定する機関、法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関又はこれらに置かれる機関をいう。以下本章において同じ。）又は都道府県の機関が行う次に掲げる行為（普通地方公共団体はその固有の資格において当該行為の名あて人となるものに限り、国又は都道府県の普通地方公共団体に対する支出金の交付及び返還に係るものを除く。）をいう。</u></p>	<p>本章において「普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与」とは、普通地方公共団体の事務の処理に関し、国の行政機関（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四条第三項に規定する事務をつかさどる機関たる内閣府、宮内庁、同法第四十九条第一項若しくは第二項に規定する機関、<u>デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第四条第二項に規定する事務をつかさどる機関たるデジタル庁、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項に規定する機関、法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関又はこれらに置かれる機関をいう。以下本章において同じ。）又は都道府県の機関が行う次に掲げる行為（普通地方公共団体はその固有の資格において当該行為の名あて人となるものに限り、国又は都道府県の普通地方公共団体に対する支出金の交付及び返還に係るものを除く。）をいう。</u></p>	デジタル庁設置法 令和3年5月19日 法律第36号 令和3年9月1日 施行

〔技術的な助言及び勧告並びに資料の提出の要求〕

条項	改正前	改正後	改正法
第二百四十五条の四	<p>各大臣（内閣府設置法第四条第三項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣又は国家行政組織法第五条第一項に規定する各省大臣をいう。以下本章、次章及び第十四章において同じ。）又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関は、その担任する事務に関し、普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の事務の運営その他の事項について適切と認める技術的な助言若しくは勧告をし、又は当該助言若しく</p>	<p>各大臣（内閣府設置法第四条第三項若しくは<u>デジタル庁設置法第四条第二項</u>に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣又は国家行政組織法第五条第一項に規定する各省大臣をいう。以下本章、次章及び第十四章において同じ。）又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関は、その担任する事務に関し、普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の事務の運営その他の事項について適切と認める技術的な助言若</p>	デジタル庁設置法 令和3年5月19日 法律第36号 令和3年9月1日 施行

条項	改正前	改正後	改正法
	は勧告をするため若しくは普通地方公共団体の事務の適正な処理に関する情報を提供するため必要な資料の提出を求めることができる。	しくは勧告をし、又は当該助言若しくは勧告をするため若しくは普通地方公共団体の事務の適正な処理に関する情報を提供するため必要な資料の提出を求めることができる。	

〔地縁による団体〕

条項	改正前	改正後	改正法
第二百六十条の二	町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、 <u>地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。</u> ⑬ 認可地縁団体は、第十項の告示があるまでは、認可地縁団体となったこと及び第十項の規定に基づいて告示された事項をもつて第三者に対抗することができない。	町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、 <u>地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。</u> ⑬ 認可地縁団体は、第十項の告示があるまでは、認可地縁団体となったこと及び同項の規定に基づいて告示された事項をもつて第三者に対抗することができない。	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 令和3年5月19日法律第44号 令和3年11月26日施行

条項	改正前	改正後	改正法
第二百六十条の十八	(新設) ③ 前二項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。	③ 前項の構成員は、規約又は総会の決議により、同項の規定による書面による表決に代えて、 <u>電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。）により表決をすることができる。</u> ④ 前三項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律 令和3年5月19日法律第37号 令和3年9月1日施行

〔普通地方公共団体の歳入〕

条項	改正前	改正後	改正法
日附法律第三号（令和三年五月一日）第六條〇	〔普通地方公共団体の歳入〕 第六条 他の法律で定めるもののほか、第二百三十・・・《略》・・・ 一 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の・・・《略》・・・ 二 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号・・・《略》・・・	〔普通地方公共団体の歳入〕 第六条 他の法律で定めるもののほか、第二百三十・・・《略》・・・ 一 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の・・・《略》・・・ 二 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号・・・《略》・・・	特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律 令和3年5月10日法律第31号 令和3年11月1日施行

条項	改正前	改正後	改正法
	<p>三 下水道法（昭和三十二年法律第七十九号）第十八条から第二十条まで（第二十五条の<u>三十</u>において第十八条及び第十八条の二を準用する場合を含む。）の規定により徴収すべき損傷負担金、汚濁原因者負担金、工事負担金及び使用料</p> <p>四 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十・・・《略》・・・</p>	<p>三 下水道法（昭和三十二年法律第七十九号）第十八条から第二十条まで（第二十五条の<u>十八</u>において第十八条及び第十八条の二を準用する場合を含む。）の規定により徴収すべき損傷負担金、汚濁原因者負担金、工事負担金及び使用料</p> <p>四 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十・・・《略》・・・</p>	